

相続人等代表者(代理人)指定届出書

年 月 日

邑智郡総合事務組合 管理者 様

届出人 住所 _____

氏名 _____ (印)

被保険者との関係(届出人が下記「2」の相続人と同じ場合は省略可)

配偶者 子 父母 孫 兄弟姉妹 その他() _____

下記「1」の者の死亡又は代理人を必要とする場合には、介護保険料及び介護給付費に関する相続人等代表者(代理人)を、下記「2」の者を指定したので届出します。

1. 被保険者の住所・氏名等	被保険者番号
住所	
氏名	(生年月日 M・T・S 年 月 日)
死亡年月日	平成 年 月 日

2. 相続人等代表者(代理人)の住所・氏名等

住所	〒
氏名	(生年月日 M・T・S 年 月 日)
続柄	配偶者 子 父母 孫 兄弟姉妹 その他()
電話番号	自宅 () - 緊急連絡先(勤務先・携帯等) () -

※緊急連絡先は、口座相違などによる振り込みが不能の時に必要ですので、昼間に連絡がとれるところを記入して下さい。

3. 償還払い又は介護保険料還付金が発生した場合には、下記の口座へ振り込んで下さい。

預貯金 口座等	フリガナ							(お願い) 振込先金融機関・名義人(フリガナ)・口座番号 等が間違いないか、よくお確かめ下さい。			
	口座名義人										
	銀行等	銀行・金庫 農協・組合			支店・支所 代理店・出張所						
		金融機関コード				店舗コード					
種目	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄	口座番号									

※訂正する箇所には、必ず訂正印を押して下さい ※郵便局への振り込みは出来ませんので、ご了承下さい

〔介護保険課確認欄〕

確認	課長	給付係	賦課係
	(印)	(印)	(印)



〔役場確認欄〕

確認	受付	資格異動入力
	(印)	(印)



【注意】「2」の相続人等代表者(代理人)が「その他」の場合は、その理由を裏面に記入して、役場担当課長の承認を受けて下さい。

(裏面)

相続人等代表者（代理人）が、その他の場合

(過誤納保険料の還付先が「配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹」以外の場合)

理由

--

承認	課長
	①

●過誤納保険料の還付先の考え方

年金から特別徴収された保険料が過誤納となった場合は、邑智郡総合事務組合から特別徴収対象被保険者（当該被保険者が死亡している時は相続人）へ過誤納保険料を還付することとなります。

【過誤納保険料の還付先】

	国民年金・厚生年金保険・船員保険の場合	共済組合の場合
死亡日以前に支払われた年金から特別徴収された過誤納保険料	特別徴収対象被保険者の相続人へ還付	特別徴収対象被保険者の相続人へ還付
死亡日の翌日以降、死亡日の属する月の翌月までの間に支払われた年金から特別徴収された過誤納保険料	死亡した対象者の年金受給権者死亡届に記載された続柄が「夫・妻・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹」の場合相続人へ還付 ※1	特別徴収対象被保険者の相続人へ還付 (相続人がいない場合は、共済組合)
死亡日の属する月の翌々月以降に支払われた年金から特別徴収された過誤納保険料	社会保険庁へ還付	共済組合へ還付

●未支給年金について

年金は、受給者が死亡した日の属する月分まで支払われます。また、年金はその定期支払月（2月、4月、6月、10月、12月）にその前月分及び前々月分を支払うことになっているため、受給者が受け取ることができる年金であっても死亡により本人が受け取ることが出来ないものが発生します。

このように、受給者が受け取る権利がありながら、実際には受給していない年金のことを未支給年金といいます。

この未支給年金については、死亡した年金受給者の遺族等が請求することにより受け取ることが出来ます。

【未支給年金を請求できる者の範囲】

<p>①国民年金、厚生年金保険及び船員保険の場合 死亡した年金受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡時に、その者と生計を同じくしていた者 (国民年金法第19条、厚生年金保険法第37条)</p> <p>②共済年金の場合 年金受給権者の遺族(年金受給権者の死亡当時、その者によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫及び祖父母)。支給すべき遺族がない時はその相続人(甥、姪)。</p>

※1の過誤納保険料については、未支給年金の請求を遺族等が行わないと還付を行うことが出来ません。